

イギリス1870年基礎教育法再考

大田直子

1,500,000人の子どもが不完全な教育を受けている一方、1,500,000人の子どもは無知のまま放置されている、と1870年2月、フォスターは基礎教育法法案を提出する際、下院の聴衆にこう訴えた。

一般に1870年基礎教育法（以下1870年法と略）は、初めて労働者階級に基礎教育の機会を与えたものとして、イギリス公教育制度成立を画したと考えられている。同法は、従来の私立学校制度のもとでは、多くの者が無知のまま放置されているという認識のもと、私立学校制度を補完する形で、それだけで完結している基礎教育を労働者階級に与えることを目的とした。同法への批判は義務強制就学、完全な世俗教育、無償教育の実現が今後の課題とされたため、その不完全性を指摘することにあったといえよう。

しかしながら、識字率研究の第一人者である W. E. Stephens は1980年の論文の冒頭において、「1870年教育法以前のイギリス大衆は無知で学校にも行っていなかったという見解はもはや受け入れられない」¹⁾と明言している。1950年に発表された R. K. Webb の論文を皮切りに、イギリスでの識字率研究はかなり蓄積されつつあるが、そのどれもが1870年以前に識字率はすでに男性で 80% 以上、女性で 73% 以上にも達していたことを明らかにしている。²⁾これらの研究成果をふまえての Stephens の言明は、1870年法の意義の再検討をわれわれにせまるのに十分であろう。

I. それでは1870年以前の就学状況はいかなるものであったろうか。第一の資料として1851年の教育センサス³⁾がある。統計処理には Horace Mann があたった。Mann は二通りの方法で、就学すべき人数を算出している。

1) 1 : 8 のルール。就学者数は全人口に対し、1 : 8 の割合が望ましいと1851年当時、多くの学者によって主張されていた。これによると、1851年当時、全人口数は 17,927,609 人であったので、期待される就学者数は 2,240,951 人となる。もし全就学者数を 5 才から 15 才と仮定すると、現在学校登録者のうち 5 才から 15 才のもの

は 1,768,231 人なので 472,720 人が未就学とされている。また就学者の年令を考慮しないとすれば未就学者数は 96,573 人となる。⁵⁾

2) 就学年令及び期間の設定。1851年現在、3 才から 15 才の人数は 4,908,696 人である。これから就業しているもの、家内工業従事、家事手伝いをしているもの 100,000 人、重病のもの（5 %）195,435 人、家庭内教育を受けているもの 50,000 人を差し引くと、学校に在存するはずの子どもの人数 3,663,261 人が求められる。しかしながら 3 才から 15 才という 12 年間もの就学期間を想定するのはユートピアであり、より現実的には 5 才から 12 才の 7 年間であろう。従って先の数値より 3 才から 5 才（574,611 人）、12 才から 15 才（73,245 人）を差し引くと 3,015,405 人という数値が得られ、これこそ就学しているべき人数となる。そしてこれは全人口に対し 1 : 6 の割合になる。⁶⁾

しかしながら Mann が提示したこの数値または 1 : 6 のルールは 1858 年～61 年のニューカッスル委員会⁷⁾では不採用となる。

第二の資料としてあげられる同委員会の報告書においては、就学すべき人数は以下のように述べられている。

「1858 年現在、全人口数は 19,523,103 人、うち学校に登録されているべき人数は 2,655,767 人である。ところが実際に登録している人数は 2,535,462 人であった。従って 120,305 人が何ら教育を受けていないことになる。そしてこれは人口比でいえば、1 : 6 ではなく、1 : 7.7 となり、フランス 1 : 9、オランダ 1 : 7.7、プロシア 1 : 6.7 と比較的合理的な数値である。」⁸⁾この「登録されているべき人数」は、以下のように算出されている。「仮りに 6 年間を平均的就学期間とすれば、3 才から 15 才の子どもの半数、すなわち 2,655,767 人が学校に登録されているべき人数となる。」⁹⁾つまりニューカッスル委員会は、7 年間の就学期間ではなく 6 年間の就学期間を採用したのである。

第三の資料は、Education Department（以下教育庁と訳）から特別に 1870 年にだされた四工業都市（リーズ、バーミンガム、マンチェスター、リバプール）の調査報

告¹¹⁾である。この調査はたんに補助金交付、視察校のみならず、授業料週1シリング(12ペンス)以下の学校が対象とされた。調査にあたった2人の視学官、FitchとFearonによれば、この授業料の金額による学校の選定は、結果的に多くの下層中流階級の子どもたちの学校も含むことになった。

ここでは数値についてのみ取り上げる。

バーミンガムの場合、Fitchは視察校の場合は出席者数、非視察校の場合は今回の視察に基づき、 $\frac{1}{4}$ 又は $\frac{1}{5}$ のものが効率的に教育を受けているとし、全体の $\frac{1}{10}$ が調査からもれていると想定したうえで、29,818人が効率的な教育を受けているとする。このうち $\frac{1}{5}$ が労働者階級の子どもにあたる(24,848人)。ちなみにバーミンガムにおける5才から15才の子どもの人数は79,398人である。¹²⁾さらにFitchはバーミンガム教育協会の1868年の統計資料及び結論を信頼できるものとして引用している。それによれば約半数の子どもが無知で怠慢の中に育っていることになる。¹³⁾

リーズにおいて未就学と想定される人数は以下の数値である。視察校平均出席者数、12,422人、非視察校出席者数7,070人、調査よりもれたと想定されるものを15%として3,440人、合計22,932人。一方リーズにおける3才から13才の子どもの人数は58,307人、3才から15才のものは68,556人、5才から13才のものは45,444人、従って就学者数はいずれの年令枠をとっても半数以下となる。¹⁴⁾

マンチェスターの場合、Fearonは機械的に以下の数値を列挙している。3才から13才の子どもの人数は85,439人、3才から15才のものは100,457人、5才から13才のものは66,591人である。今、1:6のルールを採用すると61,815人が、また5才から13才のものの $\frac{1}{5}$ (すなわち6.4年間の就学期間)が学校に在学しているべきだとすると53,271人が期待される就学人数となる。視察校、非視察校いずれかに登録している人数は40,947人なので、多くて20,841人、少なくて12,297人が未就学と考えられる。¹⁵⁾

リバプールの場合、3才から13才の子どもの人数は117,235人、3才から15才のものは、137,851人、5才から15才のものは91,576人である。1:6のルールを採用すると84,841人が、また5才から13才のものの $\frac{1}{5}$ が学校に在学しているべきだとすると73,100人が期待される就学人数となる。現在、視察校、非視察校いずれかに登録している人数は約60,000人なので多くて約30,000人、少なくて約20,000人が未就学と考えられる。¹⁶⁾

第四の資料として、1869-70年の枢密院教育委員会報

告書がある。

それによると1869年の全人口は21,869,607人、うち $\frac{1}{7}$ が上流・中流階級に属するとされ、従って残りの $\frac{6}{7}$ すなわち18,745,378人が労働者階級に属している。うち21%が3才から12才にあたる。すなわち3,936,513人(3才から6才のものは1,405,903人、6才から12才のものは2,530,610人)である。一方、補助金交付校及び視察校における収容人数は1,834,306人、又は登録児童数は、1,569,139人(うち3才から12才のものは1,420,020人)である。1870年法法案では5才から12才のもの、すなわち全人口の18.3%、3,430,355人が対象とされることが予想される。¹⁷⁾

1870年法法案提出の際に、以上四種類の統計資料が存在していたわけであるが、提案者フォスターは、きわめてラフな数字を使い、以下のように述べている。「現在、補助金は、11,000の昼間学校、2,000の夜間学校に支出されている。登録者数は1,450,000人、平均出席者数は1,000,000人である。従って1,500,000人の子どもが不完全な教育しか受けていない。」¹⁸⁾「約1,500,000人の子どもが不完全にせよ、われわれが援助している学校で教育を受けている。……6才から10才までは労働者階級の子どもの $\frac{2}{5}$ が、10才から12才までは $\frac{1}{3}$ の子どもが、(国家が援助しているという意味で)公立学校に存在している。つまり、6才から10才までは約70,000人を国家が援助しているが、1,000,000人は放置されたままであり、10才から12才では約250,000人を援助しているが、50,000人を放置したままである。」¹⁹⁾「リバプールでは教育を受けなければならない5才から13才の子どもが80,000人いる。しかし確実などろ20,000人が全く学校にいっていないし、他の20,000人は教育という名に値しない学校にいている。マンチェスターでは65,000人のうち16,000人が全く学校にいっていない。しかしマンチェスターは、バーミンガム、リーズ、リバプールに比べてまだよいということである。」²⁰⁾

就学状況を調べるのにあたり、問題となることはまず就学期間を何年と想定するかということであろう。これについて当時何らかの規定があったわけではない。また、何才から就学するかという規定もなかった。例えば1851年の教育センサスでは5才から12才の7年間が想定された。ニューカッスル委員会では6年間が想定された。教育庁の特別報告ではいくつかの年令枠が並列的に列挙されている。フォスターが引用したリバプールの場合は5才から13才の8年間が採用されている。1869-70年の教育委員会報告書では5才から12才の7年間が想定された。しかしながら、これらの期間はあくまでも仮りのも

のであった。現実の就学期間は1851年当時では Horace Mannによれば上流・中流階級の子どもたちは5年以上、労働者階級の子どもたちは $4\frac{2}{5}$ 年以下であった。²¹⁾これに対しニューカッスル委員会は現実の就学年限が長くなる傾向を加味し、それでもやや長めに6年間としたのである。

今、仮りに6年間の就学期間を想定することにすると、1869年当時3才から12才の子どもの人数3,936,513人のうち、 $\frac{3}{5}$ のもの、すなわち2,624,342人が学校に在学しないなければならない。補助金交付校及び視察校における登録入数は1,569,139人であるから、約1,100,000人が学校にいっていないということになる。しかしこの数値は補助金交付校及び視察校のみの数値である。非視察校の登録児童数は補助金交付校及び視察校のそれの $\frac{7}{10}$ にあたると想定された。²²⁾すなわち1,569,139人の $\frac{7}{10}$ 、1,098,397人となる。つまり約1,100,000人の未就学者とされたものは、非視察校に在学していることになる。または1,098,397人の $\frac{3}{5}$ が在学しているとすると約366,000人が未就学となる。この数値は、病気等を考慮に入れれば無視しうるものとなるであろう。²³⁾

いずれにせよ、フォスターの主張する、約半数にあたる1,500,000人の子どもが教育を与えられずに放置されているというような事実は1870年当時全くみられず、逆にはほとんどのものが少なくとも学校に在学したことがあるかまたは在学しているという状態にあったとみると、適切であろう。そのような状態のもとでは通説となっているように、たんに3R'sの普及が1870年法の真の意図であったのかどうかが疑問となる。ここでわれわれは再び手がかりとなるフォスターにもどることにしよう。

II. フォスターは提案演説の中でこうも述べている。「(下院の) メンバーの何人かは、私が非補助金交付学校のことを考慮に入れていないとお考えであろう。しかし彼らを考慮していないわけではない。でも、それらを非難することは出来ないのだが、一般的にいって、補助金を受け取っていない学校は最悪の学校であり、労働者階級の子どもたちに良い教育を与えるのには全く適していない。これが現在のシステムの結果である。疑いもなく例外はある。しかしながら一般的にいって、私のこのような評価は、私の庁が毎年だしている報告書と、特に昨年なされた報告(注—特別報告のこと)によって裏付けられている。……同報告書は、確実に私たちが非補助金交付学校、非視察校に依存できることを証明してくれるであろう。……良い学校は週に二、三回出席する子どもには悪い学校となっていく。……あまりにも少ない

良い学校と数えきれないほどの悪い学校のために、そしてあまりにも多くの親たちが子どもを学校に行かせられないか、行かさないために、多くの子どもたちが、よく教えられていないか、全く放置されたままなのである。……第一の問題は、「いかに良い学校でこの国をカバーすることができるか」ということである。」²⁴⁾

教育(この場合基礎教育)に国家が関与することを正当化するために、教育が社会にいかなる影響を及ぼすことになるかという問い合わせに対しては、フォスターは、治安の見地、²⁵⁾経済発展への貢献、政治参加(普通選挙権の拡大)からの必要性等、それまで或いは同時代的に積極的に公教育制度の必要を訴えてきた政治家たちと同じ論理を使っている。そしてこれらの論理は現在でも見受けられるものである。しかしながら、ほとんどのものがすでに学校に在学していたか在学しているという事実の前では、何故、ここで国家による教育が正当化されるのか、これらの理由だけでは不十分であるといわざるをえない。ほとんどのものを就学させる学校はすでに存在していた。しかし、フォスターによればそれらの多くが「悪い学校」であり、「労働者階級の子どもの教育に全く適していない」ものである。フォスターは、すでに存在している「学校」の中で営まれている教育の質をここで明確に問題にしているのである。ではそこで問われた教育の質とは何か、フォスターによれば特別報告書の中にその鍵が隠されているという。今度は質に注目して、特別報告書を読んでみることにしよう。

III. 同報告書では、登録児童数、平均出席者数、年令構成、建物の状態、教師・モニター・助教授の人数、資格の有無、収入、教本・教材、教授方法、教授内容等について、また補助金交付学校においては、1862年以降導入された試験の結果等が全体的及び個別的に述べられている。調査には2人の視学官があつたが、両者の間で形式の統一が図られた様子はない。

ここでは Fitch によるバーミンガムとリーズの報告を中心にみていくことにしよう。

Fitch はまず学校を13のグループに分類している。尚、B:バーミンガム、L:リーズ、数値は順に学校数、登録児童数、平均出席者数を示している。

A 1 英国教会立補助金交付校・視察校

B:82校 18,650人 11,822人

L:84校 14,443人 9,155人

A 2 英国教会立非視察校

B:6校 1,017人 697人

L:9校 921人 714人

B 1 非国教会立補助金交付校・視察校		
B : 23校	3,773人	2,595人
L : 15校	3,442人	2,094人
B 2 非国教会立非視察校		
B : 4校	1,017人	509人
L : 12校	1,340人	1,031人
C 1 ローマ・カソリック教会立補助金交付校・視察校		
B : 17校	2,780人	1,636人
L : 8校	1,729人	1,173人
C 2 同上非視察校		
B : 2校	257人	91人
L : 0	0	0
D Private Adventure 校, 公共施設内, 男性教師		
B : 5校	334人	262人
L : 14校	1,087人	793人
E Private Adventure 校, 公共施設内, 女性教師		
B : 24校	1,614人	1,216人
L : 20校	1,664人	1,335人
F Private Adventure 校, 普通居住内, 男性教師		
B : 17校	711人	629校
L : 16校	516人	469校
G Private Adventure 校, 普通居住内, 女性教師		
B : 260校	5,442人	4,899人
L : 89校	2,186人	1,936人
H Ragged Schools		
B : 2校	323人	244人
L : 2校	399人	315人
I Industrial Schools and Asylums		
B : 8校	1,401人	1,250人
L : 7校	480人	477人
K King Edward's Elementary Schools		
B : 4校	1,274人	1,155人

補助金交付学校・視察校（A 1, B 1, C 1）については毎年視学官による報告がなされている。これらの学校の問題点としては、主に平均出席者数の低さが指摘されている。また多くの学校が中流階級の子どもを多く含んでいて、真に国家援助を必要としている貧しいものは比較的条件の悪いC 1にいる。これは補助金の誤用であると Fitch は説明している。²⁷⁾

バーミンガムの調査結果において、非視察校のうち、A 2, B 2, C 2について Fitch は視察校と同等には正確なことはいえないとしたうえで、「しかしながら私の観察するところでは、このグループはかなり非効率的で

あり、國家の視察にかわるものがない。改正教育令（1862年）のもとでの試験において、 $\frac{1}{4}$ の子どもが合格するかどうかも疑わしい。」²⁸⁾としている。

グループDについては、1)不適切な教室、2)不適切な教授方法、3)宗教教育の不在、4)学校が親の完全なるコントロールのもとにあること、5)不規則な出席状況、6)多少高めの授業料、7)試験においては $\frac{1}{10}$ の子どもがからうじて合格するであろうという見込み、以上7点をあげ、「このグループは効率的の学校と見做すことは出来ない」²⁹⁾と結論している。

同様の結論はグループE, F, Gについても繰り返されている。そこでは教師はなんら権威をもたず、親の持つ即物的な（exact）教育要求に従っており、かなりの数の親がより無知でなんら確固たる（definite）教育要求を持っていない。教師の多くが、他の職業で失敗したものか、或いはそれすら試みなかったもの、または未亡人か未婚女性であり、無知で教育に対する熱意にも責任感もなく、その知的水準は子どもたちと同じくらいのものばかりである。教師は何を教材として使うか決定権を持っておらず、親が子どもに持たせる本で授業を行っている。最も特徴的なことは怠慢さである。 $\frac{3}{4}$ の子どもが何もせず遊んでいる。組織化の欠如。またそこでは何ら宗教教育がなされてはいない。聖書は読まれているとしても、それはたんに安く入手可能な読み方のテキストとして使われているだけである。³⁰⁾

リーズの調査において、Fitch は以下のように述べている。

A 2について、これらの学校の多くはいかくらか訓練を受けた若い女性教師によって教育が与えられており、その価値は高いが、かなり高い効率度を有しているとはいえない。³¹⁾

B 2については、リーズは古くから国家関与反対の気運が強く、このグループはそういう意味で注目に値するものの、一般に規模は小さく、その水準は国家援助を受けるのに足るようなものではない。³²⁾

DとEについて、これらは全く組織だっておらず、教え方もかなり悪い。これらは幼稚園でもなければ年長の子どもたちのための学校でもない。両者の混合である。教授計画も方法も両者に適していない。全く宗教と関わりのない教育がなされている。必要な教具もなければ設備も悪い。恐らく $\frac{1}{2}$ の子どもが効率的に教えられているといえよう。³³⁾

Fではきちんとした書きの練習や手作業がみられるが、怠慢、誤った教授方法、時間の浪費、最善目標の欠如がみられる。³⁴⁾ Gの場合、学校数はかなりのものとなる。

一般的にいってGの方がFより良い状態である。女性教師たちは子どもたちをよく囁き、静かにさせ、読み書き算もかなり丁寧に教えている。宗教教育はここでも全くなされていない。しかし一般的にいって、効率的学校とはいえない。³⁵⁾

Fitchはここで何故この種の学校が多くの親たちによって選ばれているのか考察している。「疑いもなく、良い公立学校（補助金交付学校）が近くにないから、多くの子どもたちが私立学校にいっている。……多くの親たちの間に顕著な私立学校志向がみられる。というのは、公立学校の規則、すなわち規則的な出席と身ぎれいさを要求することは、だらしない（disorderly）家庭の自由に対する迷惑な干渉としてみられているからである。汚れた顔と遅刻は、私立学校では最も一般的で、教師はちょっとしか注意しない。プライドのある独立したもうひとつグループの親たちもまた公立学校より私立学校を好んでいる。彼らは慈善を受けるのが嫌で、この感情は教師によって強められている。これらの教師は公金によって支えられている学校より、私立学校の方が良いことを常にふれまわっている。学校管理者も校長もまた注意深くこれらの親たちの虚栄心をくすぐっている。……さらに多くの公立学校でみられる宗教的特色に対して、多くの親が反対しているという事実を隠すわけにはいかない。……疑いもなく、このような無価値の私立学校がこんなにも多く存在している最大の理由は、考えられないほどの親の無知と無関心さである。多くのものが『学習』を市場にある商品と同じものと見做し、その価値を価格と同等と見做している。4ペニス学校はそれより低い授業料の学校より良いものだと思われている。生徒20人に教師1人の方が生徒100人に教師1人より注意を払ってもらえるようにみられている。彼らは教授における熟練、未熟練の差に気づいておらず、教授方法における技能（arts）が存在していることに全く気づいていない。」³⁶⁾

補足的にリバプール、マンチェスターを調査したFearonの報告についてもふれよう。

Fearonが不適切とした学校の特徴は、「（マンチェスターの場合）、これらのうちの多くが、大勢の人間が集まるのには不適切な場所で行なわれている。そこで教授は具体的に困難である。教師の多くが身体的・道徳的・知的にいって、いかなる職業にも向いていない。与えられている教育は明らかに悪いし、出席率も悪い。」³⁷⁾「（リバプールの場合）全体的にみて、リバプールの非視察校の教育の質はマンチェスターのそれより悪い。恐らくリバプールのどの学校もマンチェスターの悪い学

校の低いレベルにも到達しないであろう。」³⁸⁾

以上を整理してみよう。

2人の視学官によって、「悪い学校」と定義されたものは主に非視察校であり、これらは Private adventure 校がその主要構成部分を成していた。これらはいわゆる voluntary schools とは異なり、dame schools に代表されるものである。そこにおいて共通してみられる特徴は、視学官によれば、非効率的な授業、怠慢、不規則な出席状況、教育水準の低さ、宗教教育の不在、不適切な建物、不潔な身なり等であり、そこでみられる教師像は資格も無く訓練も受けていない社会の敗北者、身体障害者、無教養、未亡人、未婚女性等であった。そしてこれらの教師は授業料により生計を立てているために親のコントロール下にあり、その親たちは無知で無関心だとされているのである。

「悪い学校」の特徴としてあげられるこれら諸点はなにも Fitch や Fearon 独自のものではない。「悪い学校」とその対をなす「良い学校」または「効率的学校」は、1833年の国庫補助金支出以降、視学官制度の中で支持されてきた価値観であり、それまでの公立学校を維持し、支持する階層、人々に共有された価値観又は学校観であった。³⁹⁾「良い学校」を追求する彼らにとって、何故、「悪い学校」が多くの親たちによって支持されているのかは理解不可能なことであった。そして彼らは親たちが無知で無関心だからだと結論する。⁴⁰⁾この親の無知・無関心論が、教育者としての国家の介入を積極的に招來した糸口となったことは、フォスターにもどるまでもないであろう。

IV. 何故「悪い学校」が多くの親たちをひきつけたのか。しかも「悪い学校」は「良い学校」よりも高い授業料をとっていることが多かったのである。従って授業料の問題はここではとりあえず捨象出来よう。答えは簡単である。「悪い学校」の特徴のひとつひとつが、逆にそれを支持する親たちによって肯定されていたからである。この「悪い学校」というレッテルは外部からつけられたものであり、親たちにとって良い学校だったのである。

例えば、「悪い学校」に対する批判のひとつに「不適切な建物」があげられている。それは「教室」が教師の住居の一部であったり、日曜学校の施設であったりしたからである。しかしながらそれはまた、労働者階級の現実の生活の場でもあった。視学官の言葉を借りれば、「人が多く集まるには不適切」などころに、労働者階級は住まざるをえなかったのが当時の住宅事情である。それに対し「良い学校」の建物は、教育を目的として建て

られた特別な空間であり、通常の生活空間とは切り離されたものであった。この物理的空間は同時に、そこにおける子どもの健康管理、保健衛生といった側面の発達もまた促進した。採光、換気、上下水道設備、暖房、子ども1人あたりの床面積の規定⁴¹⁾などの他、伝染病の予防、しらみの駆除、皮膚病の治療等といった事柄は、この物理的隔離と教師、医療観察官らの努力によって可能とされていったのである。⁴²⁾一般に劣悪な住宅事情のもと、「良い学校」建物、そこにおける衛生概念の発達はひとつのモデルをなすにいたったし、「良い学校」は労働者階級の生活改善を促すものとしても機能していく。

しかしながらこの物理的隔離はまた日常生活時間とは異なる学校生活時間をもつくりだすことになる。

「良い学校」においては、カリキュラムも効率的に順序づけられ、限られた時間内に消化することが要求される。そのためには規則的出席が必須条件となる。⁴³⁾この傾向は1862年の改正教育令及びそれに伴う Standards の導入と出来高払い制度によってさらに強められた。年令別・能力別学級別編成もまた「良い学校」の特徴のひとつとしてあげられる。しかしこれらもまた労働者階級の生活とはかけ離れたものであった。「悪い学校」には時間割もなく、通常、年長の子どもは妹や弟を伴って登校し、親の都合にあわせて遅刻、早退していた。この規則的出席に対する「良い学校」の要求はなかなか実現しなかった。強制就学の法的規定がない以上、親は子どもが必要な場合はいつでも休ませた。農繁期、年少の子どものせわ、悪天候など理由はいくつかあげられる。また清潔さを要求する「良い学校」に行くための洋服やくつがないため、学校を休ませる親もいた。これに対し「悪い学校」では生徒のみなりに対する注文はほとんどみられない。

次に批判の対象とされているのは教師である。

「良い学校」の教師は、訓練を受け、資格を有しているか、訓練の途中のものたちであった。「合理的」カリキュラムは教授をひとつの技術に変え、訓練を必要とするものとした。「悪い学校」の教師のほとんどは資格をもっておらず、訓練も受けていない。そして彼らは視学者たちによって、「社会の敗北者」や無教養な人物と見做されていた。しかしながら Gardner は、Bristol における private adventure 校の詳細な研究において、公式資料以上に多くの学校が存在していた事実をつきとめ、多くの教師が主婦や兼業であったことなどからそこにおける教師について以下のように指摘している。それは第一に彼らが「通常の労働者階級コミュニティの一員」であること、従って、労働者階級の中から生まれ、労働

者階級の文化を共有しており、親たちの隣人、知人、仲間であること。第二に女性が多いことから、そこで教育の目的が、子どものせわをし、最低限の教育や技能（例えば裁縫など）を時間をかけて丁寧に教えることにあったこと。⁴⁴⁾そしてそれは厳しいばかりの「良い学校」では不可能であった。また日曜学校運動についてではあるが Stephens は、都市から郊外へ中流階級や上層労働者階級が移住したため、残された労働者階級が必然的に学校をコントロールし、自らの中から教師を生みだしていった過程を説明している。⁴⁵⁾

教師がコミュニティの一員であるということはまた、親と学校（教師）との関係にも影響を及ぼすことになる。親と教師の間で文化が共有され、例えば親が子どもに持たず本がテキストとして使われるということはまた親が家庭で子どもを教えることが出来るということも意味している。親は教師でもあり、教師は親でもあった。家庭と学校の連続がここにおいてもみられる。これに対し「良い学校」では、親はそこでの学校教育を支持する役割を学校から要求されることになる。それはまた、親もまた「良い学校」の権威やルールを受け入れ、それに従うという契機を含むものであった。しかしながらこの関係は強制就学の法的規制がない時期においてはさほど強いものではなかった。親が「良い学校」に対し何らかの不満を持つ場合（それは特に体罰の問題が顕著であった）、親は子どもを転校させる自由を持っていましたし、これは出来高払い制度のもとでは補助金の削減を学校にもたらすため、学校側にとって脅威だったからである。⁴⁶⁾

第三の批判は、「悪い学校」で与えられる教育水準の低さである。「良い学校」においては、1862年の改正教育令以降、国家が設置する Standards に準じて教育が行なわれていた。⁴⁷⁾そしてそれは出来高払い制度により、支出される補助金の金額と密接に関係していた。しかしながらこの Standards は、「悪い学校」における教育内容を統制するものではなかった。またそれまでにいくつかの工場法がすでに成立していたが、それらにおいては、雇用条件として最低年令及び最低出席日数が設定されてはいるものの、この Standards との明確な関係をうちたてるまではいっていなかったし、適用される産業の種類も限られていた。⁴⁸⁾そのような状況のもとでは、子どもの教育をどこで打ち切るかは完全に親の判断の自由であった。徒弟制はすでに多くの産業で崩壊していたものの、学校がそれにかわるまでには至っていなかった。つまりその後の労働生活において Standards が何らかの意味を持つには至っていなかったのである。従って、

「良い学校」も「悪い学校」も職業生活につく前の「時間つぶし的」存在であった。⁴⁹⁾そこでは、最低限の知識・技術の習得と、子どものせわを大切にみてくれることが親の願いであった。この意味においても「悪い学校」が支持されていたといえよう。

また宗教教育の不在という批判についてふれておくと、そもそもイギリスの大衆教育の目的は歴史的に宗教教育にあったこと、視学官や有資格教師という人々は宗教的背景を強くもつ人々であったということが想定されねばなるまい。労働者階級に対する教育において、宗教教育の必要性を訴えるものは、世俗教育を要求する急進派、非国教会派等を除き、多勢を占めていた。フォスターのみならず、当時の首相であったグラッドストーンも宗教教育を支持していたにとは有名である。⁵⁰⁾しかしながら、現実には労働者階級は学校における宗教教育を望んでいなかっただし、それほど神経質ではなかったといえる。Hurtは、宗派によってではなく、その学校の評判によって学校を選択した親のケースをいくつか指摘している。⁵¹⁾

最後に、親の無知、無関心論について若干述べておこう。

何をもって、親が無知で無関心であると判断するのかは、現在でも不明確な事柄であろう。すでに指摘したように、数値のうえではほとんどのものが学校に在学したことがあるか在学しているという事実から、親が無知で無関心であったということはすでにいえないであろう。しかしながら、彼らの多くは「良い学校」に関しては無関心であった。或いは自覺的に「悪い学校」を選択したとすれば、「良い学校」に対してもそれなりの関心を払ったといえよう。

またFrithは、共同体の責任において、労働者階級によって支えられた教育は存在したとしても、これらはチャーチスト運動の影響を受けているわけでもなく、他の教育制度と敵対するものでなかったことを指摘し、⁵²⁾同様の指摘をGardnerもしている。⁵³⁾つまり、「悪い学校」が多く批判的にさらされていても、親たちはそれを擁護する運動をおこしたりはしなかったし、組織化もされなかった。そういう意味では、親たちは自分たちの子どもの教育をどう組織していくかということに無関心であったといえよう。

V. 「良い学校」が「悪い学校」にとって代わらねばならない。これがフォスターの主張であった。

急進派は、1870年法に義務強制就学も完全世俗教育も無償教育も盛り込まれていないため、同法を「後ろ向き

の法」として批判する。しかしながら、「良い学校」が「悪い学校」にとてかわらない前に強制就学制度を導入することはフォスターにとって不可能なことであり、宗教教育の心要性はもとよりフォスターによって認められており、多くの親がすでに授業料を払っている現実のもとで無償制を導入する必要性はなかった。⁵⁴⁾

また「悪い学校」を全面的に禁止するような規定も盛り込まれてはいない。何故ならば「悪い学校」の組織形態はあくまでも私立であり、それを否定することはそれまでの「良い学校」の基本的組織形態も歴史も全て否定してしまうことになるからである。そうするかわりにフォスターはSchool Board制度を導入し、それに「効率的」学校の公費（地方税）による供給をまかせたのである。School Board設置は、当該地域に「十分な効率的学校が無いこと」が基本的条件とされた。そしてこの判断は教育庁が行うこととされたのである。従って、School Board立学校は最初から国家による視察と出来高払い制度及びStandardsと密接に結びついた「良い学校」となることが期待されたといえよう。

1870年法以降、private adventure校は急激にその数を減らしたわけではなかった。しかしながら、「良い学校」を中心とし、Standardsが基礎教育の内容として定着し、強制就学の法的規定がそれと結びついて成立し、「公教育制度」が確立していく過程のなかで、徐々にその姿を消していくことになる。

1870年法前夜のイギリスにおける基礎教育をめぐる状況は、数値のうえではプロシアやフランスに遅れをとるものではなかった。

当時、すでに社会の最下層に対しては、the Poor Law Commissionによるwork house schoolsや、district schools、Home Officeによるindustrial schools、reformatory schoolsの他、民間団体によるragged schoolsなどが組織されていた。また上流・中流階級の子どもたちに対しては、1864年にthe Clarendon Report、1868年にthe Taunton Reportが発表され、1869年にはthe Endowed Schools Actが成立している。残された分野が労働者階級の基礎教育であった。しかし中央の統一的システムの欠如は、すでにその分野においても多様な基礎教育の学校形態をつくりだしていた。1870年法はそのうちの「効率的学校」または「良い学校」を労働者階級に最もふさわしい学校として選択し、その後の基礎教育をこの「効率的」学校の路線において、再編・発展させる大きな足がかりとなったのである。そしてこのことはまた、労働者階級の子どもの教育内容及び最低水準を、

Standardsと出来高払い制度、視学官制度というすでに部分的に存在していたシステムを全国化することによって、親ではなく、国家が決定することも意味したのであった。そしてそれらはさらに、否定された「悪い学校」の支持者たちに対しては、なにかよそよそしいものとして公教育制度が成立していったということも意味したのである。

〈註〉

- 1) Stephens, W. E., Elementary education and Literacy, 1770–1870. in Derek Freser (ed.) A History of Modern Leeds, Manchester University Press, 1980, p.221.
- 2) 識字率は主に criminal records, marriage signature recordsなどによって調べられている。識字率研究は主に教育と産業革命の関係を明らかにすることを意図する研究が多いため、1870年法に関し、直接言及したものは少ないが、その評価は一般に低い。例えば Altick は、同法は教育の及ばなかった階層・地域における“mopping-up”効果をねらったものであるとしているが、West はそれすらも1870年法の過大評価であると批判している。Altick, R. D., The English Common Reader: A Social History of the Mass Reading Public 1800–1900, Chicago Press, 1957, pp. 171–172, West, E. G., Education and the State: A Study in Political Economy. IEA. 1970. p. 135, West, E. G., Education and the Industrial Revolution, Batsford, 1975. p. 42.
- 3) Census of Great Britain, 1851, Education. 1854.これは通常のセンサスに便乗して行なわれたもので、同時に行なわれた宗教センサスと並び、特別なもの。センサスとしてはその後教育調査は行なわれていない。
- 4) アメリカ公教育の父と呼ばれる Horace Mann とは全く別人である。
- 5) Education Census, p. xxi
- 6) Ibid., pp. xxii–xxvi
- 7) 1858年～61年に設置された勅命委員会。イングランドにおける民衆教育の状態を調査し、勧告を行うことが諮問された。委員長の名をとり、ニューカッスル委員会と呼ばれる。同委員会の勧告をもとに1862年の the Revised Code (改正教育令) が発令され、the Standards とそれに伴う視学官による、生徒の試験の成果によって補助金が支払われるという出来高払い制度が導入される。
- 8) the Newcastle Report. ch. 6 p.293.
- 9) Ibid., ch. 2, p. 84.
- 10) ニューカッスル委員会では、その際、Horace Mann に諮問を行っている。Mann は 1 : 6 のルールを採用した場合、就学期間を 6 年間とした場合等いくつかの数値をあげ、あくまでも算定は仮りのものであることを指摘している。ニューカッスル委員会においては、委員の一人でもある Nassau Senior のメモがこの算定の基礎となっている。Ibid., Vol. xxi. Part VI. pp. 120–122.
- 11) the Reports on Schools For Poorer Classes in Birmingham, Leeds, Liverpool and Manchester, 1870. Order Paper. House of Commons, No.91.以下特別報告と訳。同調査は1869年3月12日、Melly による特別委員会設置の動議に端を発している。
- 12) Ibid., pp. 72–73.
- 13) バーミンガム教育協会の1868統計は以下の通り。
(数値は調査時のもの)

	3才–15才	5才–15才	10才–15才
B) 人口	45,056	37,122	16,595
C) 在学	17,023	14,464	4,173
D) 就業	6,337	6,337	6,161
E) C) D) 以外	21,696	16,321	6,261
F) 読み書き			
できるもの	13,380	13,380	8,252
G) 読みのみ	5,482	5,147	2,363
H) 両方できない	26,194	18,595	5,980

 同協会の結論は、45,056人のうち21,696人が、または半分のものが無知であるというものである。
Ibid., p.74.
- 14) Ibid., pp. 78–79.
- 15) Ibid., p. 159.
- 16) Ibid., pp. 167–168.
- 17) Reports of the Council on Education, 1869–1870, 1870. pp. xiv–xv.
- 18) Parliamentary Debates. (以下 Hansard) 3rd. Series. Vol. CXCIX. C.440.
- 19) Ibid., c. 441
- 20) Ibid., c. 442
- 21) Education Ceusus, p. xxviii
- 22) 7/10という想定は、ニューカッスル委員会の調査に基づくもので、教育委員会報告(1868–69年)においても採用されているものである。
- 23) 1870年頃の平均的就学期間についてふれてある資

料は管見のところみつからなかった。また当時、転校が頻繁に行なわれているため、正確な資料をみつけることは困難であろう。

- 24) Hansard. Vol. CXCIX. clms.442-443.
- 25) West は教育が犯罪を減らすことは出来ず、逆に高度な犯罪を生みだす可能性もあるとして、当時の（そして現代の）このイデオロギーを批判している。フォスター自身は教育が直接犯罪を減らすのではなく、犯罪とか誘惑にうち勝つ精神をつくりだすのだと論じている。West. 1970. ch. 3, Hansard. op. cit., clms. 465-466.

- 26) 特別報告書 p.17, 72, 77, 110より作成。
また Fearon は、視察校と非視察校とに大別し、自らの判断に基づき以下のように分類している。

		登録児童数	出席者数
	非視察	4 校	333人
			285人
今回	中流階級	9 校	310
	不適（公立）	7 校	575
視察	（私立）	30	448
	適切（公立）	23	1,175
	（私立）	21	959
	計	94	3,362
			2,780
			815
			5,562
	（視察校）		p.141

1. 英国教会立 46校
 2. 非国教会立 21校
 3. ローマ・カソリック教会立10校
 4. Workhouse School 1校
 5. Industrial School 1校
- リバプールの場合は不明確。

- 27) Ibid., p. 29.
28) Ibid., pp. 36-37
29) Ibid., p. 40
30) Ibid., pp. 52-56の要約.
31) Ibid., p. 82
32) Ibid., p. 88
33) Ibid., p. 98
34) Ibid., p. 102
35) Ibid., p. 105
36) Ibid., p. 106

- 37) Ibid., p. 135
38) Ibid., p. 151
39) 例えばニューカッスル委員会においても同様の指摘がなされている。ch. 6. p. 294, etc.尚、Frith は「効率的」学校の起源を慈善学校から合理的(rational)学校への歴史的変遷に求め、ベル・ランカスター方式の導入以降、二大協会によって推進されたものであり、1833年以降の補助金支出がこの傾向を強めたと指摘している。Frith, S., Socialization and rational schooling: elementaly education in Leeds before 1870, in Popular edcation and socialization in the nineteenth century. ed. by P. McCann, Methuen.1977, pp.77-78.
- 40) Horace Mann も貧困をひとつの原因として指摘しながらも、最大の原因是親の無関心・無知にあるとしている。Education Census. pp. xl-xli. 親または大衆の無知・無関心についての指摘は、従来、多くの教育史家たちによってもなされてきたといえよう。
- 41) 例えば枢密院教育委員会は、すでに1844年に教室における暖房と換気についての Minute を発している。これによると暖房と換気が子どもの健康と経済的学校運営に影響を及ぼすものとされ、視学官による注意を促進することが意図されている。また同年、学校建築に対するモデルも図示されている。Minutes of the Committee of Council on Education 1844. pp.131-134. またすでに1839-40年の Minutesにおいて、生徒1人あたり8フィート四方の床面積が新建築物への国庫補助金支出申請の際、確保されなければならないとしている。同年の Instructions for the Inspectors of schools において、視学官は個人的に学校建築物における保健衛生の側面、例えば排水、貯水の状況についても視察することが可能とされた。これらはすべて Key-Shuttleworth の筆によるものである。
- 暖房、上下水道の整備に関して、社会的リーダーの役割を果たした学校の事例については、P. & H. Silver, The Education of the Poor, 1974. RKP., ch. 5 を参照のこと。
- 42) 病院制度、医療サービス及び学校における保健衛生といった側面に関しては、Cruickshank, M., Children and industry, 1981. Manchester University Press, Hurt, J. S., Elementary Schooling and the Working Classes 1860-1918, 1979, RKP.などを参照のこと。

- 43) Frith, op. cit., p. 78.
- 44) Gardner, P., *The Lost Elementary Schools Of Victorian England: The People's Education*, 1980.
- Croom Helm. pp. 107-108. 同書は、初めて private adventure schools に実証の光りをあてた画的な著作である。
- 45) Stephens, op. cit., p. 228.
- 46) Frith, op. cit., pp. 85-86.
- 47) 1862年以降導入された Standards は、1867年に特別科目も補助金支出対象とされるなどいくらか拡大されたが、3 R's に関しては基本的に変化はない。内容は表 I の通り。
- 48) 教育法がその他の産業と明確な関わりをもつのは、1873年の the Agricultural Children Act が最初であり、その後1876年教育法において義務強制就学が法
- 制化されてから、Standards の取得が雇用条件とされるようになる。
- 49) Frith, op. cit., p. 87.
- 50) Reid, W., *Life of the Right Hon. W. E. Forster*. 1888, Chapman & Hall. p. 459以下参照。
- 51) Hurt, op. cit., p. 160
- 52) Frith, op. cit., p. 83
- 53) Gardner, op. cit., p. 191
- 54) フォスターは以下のように述べている。「われわれはいくつかの方法で親を援助するであろう。しかし一般的にいって、大多数の親たちは授業料を払える状況にあるし、喜んで払い続けるであろう。」 Hansard. op. cit., c. 445. つまりフォスター自身、ほとんどのものがすでに学校に行っているという事実をここで認めているのである。

表 I

	Standard I.	Standard II.	Standard III.	Standard IV.	Standard V.	Standard VI.
Reading	Narrative in monosyllables	One of the narratives next in order after monosyllables in an elementary reading book in the school.	A short paragraph from an elementary reading book used in the school.	A short paragraph from a more advanced reading book used in the school.	A few lines of poetry from a reading book used in the first class of the school.	A short ordinary paragraph in a newspaper, or other modern narrative.
Writing	Form on black-board or slate, from dictation, letters, capital and small, manuscript.	Copy in manuscript character a line of print.	A sentence from the same paragraph, slowly read once, and then dictated in single words.	A sentence slowly dictated once by a few words at a time, from the same book, but not from the paragraph read.	A sentence slowly dictated once, by a few words at a time, from a reading book used in the first class of the school.	Another short ordinary paragraph in a newspaper, or other modern narrative, slowly dictated once by a few words at a time.
Arithmetic	From on black-board or slate, from dictation, figures up to 20; name at sight figures up to 20; add and subtract figures up to 10, orally, from examples on black-board.	A sum in simple addition or subtraction, and the multiplication table.	A sum in any simple rule as far as short division (inclusive).	A sum in compound rules (money).	A sum in compound rules (common weights and measures).	A sum in practice or bills of parcels.

(1987年7月31日受理)